

香南市建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（令和元年香南市告示第55号）の一部を改正する告示

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、市が発注する建設工事及び建設工事に係る設計委託業務の請負契約に係る競争入札の透明性及び公正性を確保するため、競争入札の執行に際し、予定価格の積算に関する疑義が生じたときに、入札参加者がその内容の確認を申し立てる場合の手続及び当該申立ての取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 土木系建設工事 土木一式工事及び水道施設工事をいう。</p> <p>(6) <u>入札参加者 第4条第1項に規定する一般競争入札において、入札書を提出した者をいう。</u></p> <p>(申立て対象)</p> <p>第4条 この告示を適用し疑義申立ての手続を行う入札は、土木系建設工事及び土木設計委託業務における一般競争入札とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(金入り設計書の開示等)</p> <p>第5条 契約管財課長は、入札において落札候補者が決定した場合は、開札日の<u>当日午後1時以降</u>に、金入り設計書を開示する。ただし、<u>開示の対象は、入札参加者に限るものとし、香南市情報公開条</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札の透明性及び公正性を確保するため、競争入札の執行に際し、予定価格の積算に関する疑義が生じたときに、入札参加者がその内容の確認を申し立てる場合の手続及び当該申立ての取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 土木系建設工事 <u>災害復旧工事及び予防がけ工事を除く</u>土木一式工事及び水道施設工事をいう。</p> <p>[新設]</p> <p>(申立て対象)</p> <p>第4条 この告示を適用し疑義申立ての手続を行う入札は、土木系建設工事における一般競争入札とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(金入り設計書の開示等)</p> <p>第5条 契約管財課長は、入札において落札候補者が決定した場合は、開札日の<u>翌日の午前9時まで</u>に、金入り設計書を開示する。ただし、香南市情報公開条例（平成18年香南市条例第8号）第6条各</p>

例（平成18年香南市条例第8号）第6条各号に掲げる非開示情報に該当する部分を除く。

2 入札参加者は、金入り設計書の開示を受けようとするときは、開札日の翌日から起算して2日後の午後4時までに、金入り設計書閲覧申請書（様式第1号）を電子メールに添付し、送信する方法又は直接持参する方法により契約管財課に提出しなければならない。

3 （略）

（疑義の申立期間）

第6条 入札参加者は、開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、開札日の翌日から起算して4日後の午後4時までに、市長に疑義申立てを行うことができる。ただし、前条第2項に規定する提出期限までに入札参加者から金入り設計書閲覧申請書の提出がない場合は、同時刻をもって疑義申立ての期間を終了するものとする。

（疑義申立ての方法）

第7条 前条の疑義申立ては、積算疑義申立書（様式第2号）を、契約管財課に電子メールで送信する方法又は直接持参する方法とし、工事担当課に直接申立て内容を確認することはできないものとする。ただし、入札参加者が金入り設計書の内容を工事担当課に確認した上で、疑義の申立てをする必要があると契約管財課長が認めた場合は、工事担当課の同席の上、疑義の申立てをすることができる。

（確認結果等の報告及び公表）

第10条 工事担当課長は、疑義申立てがあった場合は、疑義申立事項確認等報告書（様式第3号）を作成し、申立期間終了日の翌日から起算して3日後の午後4時までに契約管財課長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその期日までに確認を

号に掲げる非開示情報に該当する部分を除く。

〔新設〕

2 （略）

（疑義の申立期間）

第6条 入札参加者は、開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、開札日の翌日から起算して4日後の午後4時までに、市に疑義申立てを行うことができる。

（疑義申立ての方法）

第7条 前条の疑義申立ては、積算疑義申立書（様式第1号）を、電子メールに添付し送付する方法又は直接持参する方法とし、契約管財課で受け付けるものとする。

（確認結果等の報告及び公表）

第10条 工事担当課長は、疑義申立てがあった場合は、疑義申立事項確認等報告書（様式第2号）を作成し、申立期間終了日の翌日から起算して4日後の午後4時までに契約管財課長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその期日までに確認を

完了することが困難である場合には、その理由及び確認完了予定日時を契約管財課長に報告しなければならない。

2 (略)

3 契約管財課長は、前2項の規定による報告を受けたときは、疑義申立事項確認等の結果(様式第4号)によりその内容を市のウェブサイトで公表する。

(確認に伴う入札手続の取扱い)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により、入札を中止するときは、その旨及び理由を入札参加者に通知するとともに、市のウェブサイトで公表するものとする。

様式第1号(第5条関係)

(略)

様式第2号(第7条関係)

(略)

様式第3号(第10条関係)

(略)

様式第4号(第10条関係)

(略)

完了することが困難である場合には、その理由及び確認完了予定日時を契約管財課長に報告しなければならない。

2 (略)

3 契約管財課長は、前2項の規定による報告を受けたときは、疑義申立事項確認等の結果(様式第3号)によりその内容を市のホームページで公表する。

(確認に伴う入札手続の取扱い)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により、入札を中止するときは、その旨及び理由を入札参加者に通知するとともに、市のホームページで公表するものとする。

[新設]

様式第1号(第7条関係)

(略)

様式第2号(第10条関係)

(略)

様式第3号(第10条関係)

(略)